

学校法人中内学園における
**ハラスメント
防止**



ひとりで悩まず
相談してください。
秘密厳守で問題解決に
あたります。

ハラスメントとは

セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの典型的なハラスメントに限らず、**他者の人格や権利を侵害するあらゆる種類のハラスメント**をいいます。

学生と教職員との間だけでなく、教職員相互間、学生相互間のハラスメントもその対象となります。

セクシャル・ハラスメント

他者の意に反する性的な言動(性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動も含む)であり、不快感、不利益、脅威または屈辱感を与え、教育研究環境又は職場環境を悪化させることをいう。

アカデミック・ハラスメント

教育研究の場において、優越的地位又は有利な立場にある者がその地位や立場を利用し、又は逸脱して、より下位または不利な立場の者に対し、教育研究上の不適切な言動・指導等を行い、学修や研究の意欲を減退させ学習環境や教育研究環境を悪化させることをいう。

パワー・ハラスメント

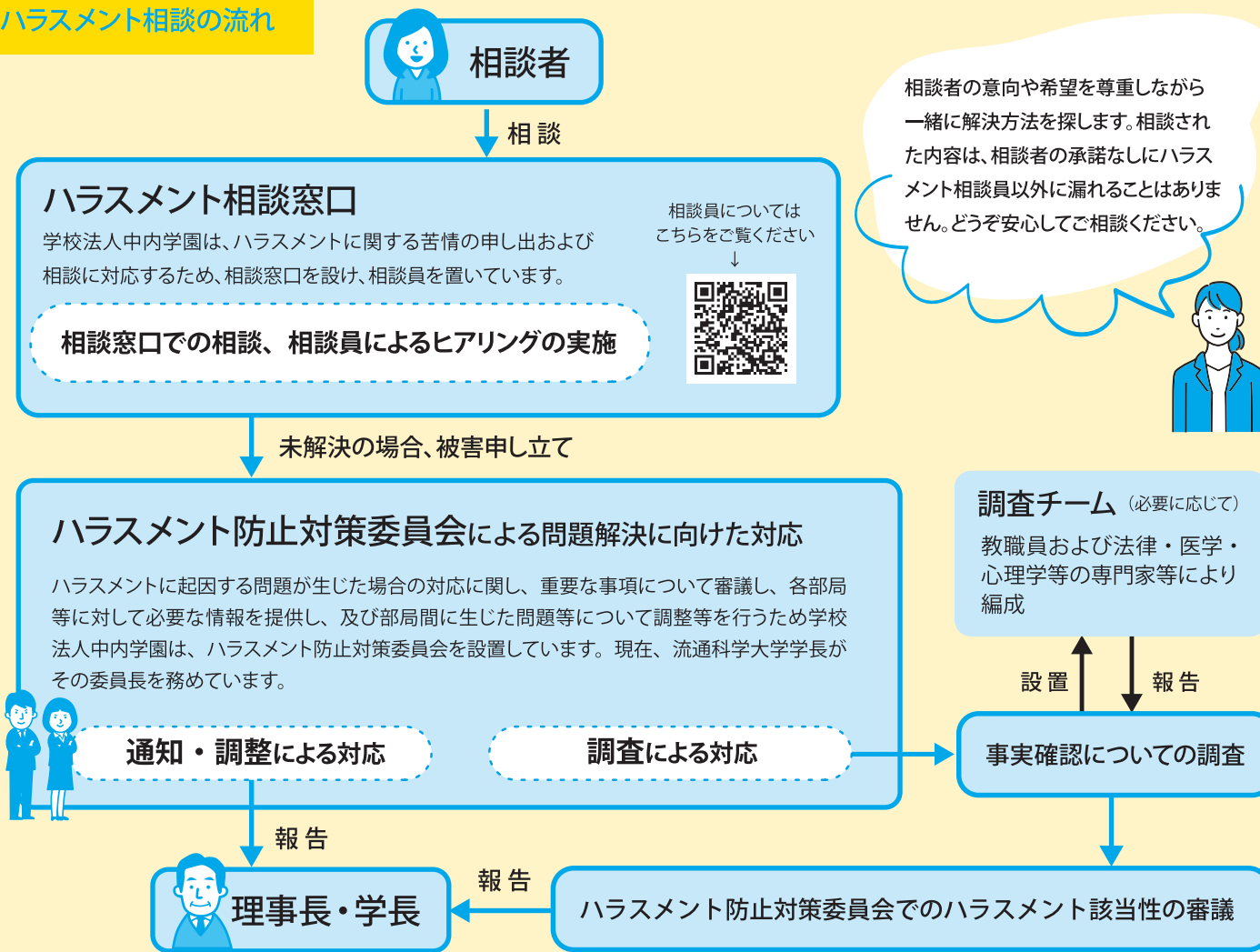
職務上または学生生活上、優越的地位にある者が、その地位や職務上等の権限を利用し、又は逸脱して、部下や同僚、後輩や同級生等、不利な立場にある者に対して不適切な言動、指導、処遇を行い、就労その他の意欲の低下や環境の悪化をもたらすことをいう。

ハラスメントの防止について

学校法人中内学園と流通科学大学は、ハラスメントが、学園および本学の学生、教職員その他の関係者一人ひとりの人格の尊厳を傷つけ、その人格の発展を妨げる行為として決して許されるものではない、との信念に基づき、その防止を図ります。

学生がその持てる力を十二分に開花させ、教職員が誇りをもってそれを支える、そういった健全で快適なキャンパス環境を醸成し維持する上で、学生、教職員が互いに相手の人格を尊重し、確固たる信頼関係を築くことが不可欠です。ハラスメントは、それらを大きく妨げ、突き崩す行為であり、学園および本学は「ハラスメントの防止等に関する規程」(「ハラスメント防止規程」)を定め、この規程を軸に、ハラスメントの防止に向けて組織を挙げて取り組みます。

ハラスメント相談の流れ



理事長・学長および委員会の役割

理事長・学長の役割

- ① 学園等の教職員および学生等に対し、ハラスメントの防止等に関する規程の周知徹底を図る。
- ② ハラスメントの防止等のため、学園等の教職員に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うよう努める。
- ③ ハラスメントの防止等を図るため、学園等の教職員に対し、必要な研修を実施する。
- ④ 新たに教職員となった者に対してハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった教職員に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施する。

ハラスメント防止対策委員会の役割

- ① ハラスメントの防止及び排除に関する対策について、企画立案すること。
- ② ハラスメントの防止のためのガイドラインの作成に関すること。
- ③ 相談窓口の運営等について審議すること。
- ④ その他ハラスメントの防止等に関する重要事項について審議すること。



ハラスメントだと感じたら ひとりで悩まず相談してください

学内におけるハラスメントにおいて、みなさんが抱える悩みなどがありましたら、相談窓口へ相談してください。



電話・E-mailなど、どのような方法でも結構です。匿名でもかまいませんので、まずはご連絡ください。

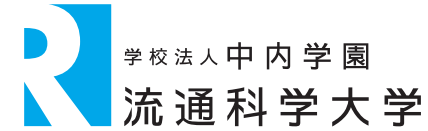


ハラスメント防止のために

調査の結果、ハラスメントがあったことが客観的に認定された場合は、学園または本学は就業規則または学則に基づき、ハラスメントを行った者に対して懲戒処分などの厳正な処分を行います。しかしながら、いったん深く傷つけられた被害者の人格的尊厳は、このような処分をもってしても容易に修復できるものではありません。

ハラスメントによる被害者を生まないためには、学園および本学の中にハラスメントを決して許さないという風土を醸成するとともに、将来深刻なハラスメントに拡大しかねない行為が行われた場合は、被害者が早い段階で苦情の申し出や相談を行える体制を整えておくことが求められます。

ハラスメント相談窓口



〒651-2188 神戸市西区学園西町3丁目1番

相談窓口については
こちらをご覧ください



ハラスメント防止に
ついて

2014年4月1日施行



<注意事項>

- ・相談員およびハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重し、知り得た秘密を他に漏らしません。
- ・ハラスメント相談窓口への相談を理由に、相談者が不利益を被ることのないよう配慮します。
- ・委員会構成員、部会構成員、相談員、調査チームの構成員は、自らが関係するハラスメント相談の処理に関与しません。

2024年1月